

第 3 2 回農業委員会総会議事録

令和 2 年 8 月 6 日（木）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

- － 議 事 日 程 －
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 会 期 の 決 定
 - 3 報 告
 - 4 議 事

－ 本日の会議に付した事件 －

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告(報告第 121 号から第 124 号)

日程第 4 議事(議案第 107 号から第 109 号)

－ 委員及び出欠委員の氏名 －

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25 名

委員の現在数 25 名

出席委員(25 人)

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
3 番	松山 宗則	4 番	永森 薫
5 番	有沢 敏博	6 番	城石 美枝子
7 番	砂原 仁志	8 番	前田 進
9 番	石庭 文男	10 番	舟木 康眞
11 番	帯刀 眞理子	12 番	土合 正夫
13 番	山本 克伸	14 番	森 敏朗
15 番	進藤 久司	16 番	宮下 勉
17 番	村上 利之	18 番	山谷 孝芳
19 番	佐伯 瑞穂	20 番	樋上 豊
21 番	明石 茂	22 番	堀 正
23 番	水上 幸雄	24 番	齊藤 高志
25 番	大垣 秀雄		

欠席委員 なし

議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 会期の決定

- 第 3 報告第 121 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について
報告第 122 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について
報告第 123 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について
報告第 124 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

- 第 4 議案第 107 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 108 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 109 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

副 主 幹 安元 啓二
主 査 吉田 大樹

主 査 青木 克憲

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 5 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 3 2 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと
をお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

－ 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 －

議長（舟木会長）

まず、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長に
おいて「25 番 大垣委員」「1 番 稲垣委員」をそれぞれ指名します。

－ 会 期 の 決 定 －

議長（舟木会長）

次に、日程第２の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定しました。

－ 報 告 －

議長（舟木会長）

次に、日程第３ 報告事項に入ります。

－ （報告第１２１号の説明） －

議長（舟木会長）

報告第１２１号農地法第３条の３第１項の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

松山委員

この報告案件は、あくまでも本人の届出によるものなのか。無断転用されている農地が含まれていることはないか。

事務局（青木）

無断転用が分かれば指導している。

議長（舟木会長）

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いします。

－ （報告第１２２号の説明） －

議長（舟木会長）

次に報告第１２２号農地法第４条第１項第８号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

宮下委員

関係土地改良区が２カ所あるのはどういうことなのか。

事務局（青木）

２つの土地改良区の事業が行われた場所である。例えば、面整備と線整備に分けて事業が行われたことが考えられる。

議長（舟木会長）

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件を農業委員会会長専決規程第２条第２号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

－ （報告第１２３号の説明） －

議長（舟木会長）

次に報告第１２３号農地法第５条第１項第７号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

－（報告第124号の説明）－

議長（舟木会長）

次に報告第124号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑がなしと認めます。

各案件についてご了知をお願いいたします。

議長（舟木会長）

次に日程第4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

－（議案第107号説明・表決）－

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第107号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書の5ページをご覧ください。

今回は5件ございます。

【議案第107号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第１０７号農地法第３条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第１０７号農地法第３条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

－ （議案第１０８号説明・表決） －

議長（舟木会長）

次に、議案第１０８号農地法第５条第１項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書６ページの議案第１０８号をご覧ください。

今月の農地法第５条の許可申請は３件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第１０８号を議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

議案第１０８号の１番について、砂原委員から説明をお願いします。

砂原委員

議案第 108 号の 1 番について説明します。

申請人は〇〇市内で〇〇を営んでいます。

現在、既存地において中古車を保管しております。この度、経営規模の拡大により、中古車の取り扱い台数が増え、既存敷地のみでは手狭で車両の保管に限界が生じています。

中古車は、乗用車及び大型車併せて 1 カ月に〇〇～〇〇台売却されている状況であり、常に優良な中古車を確保しておきたいことと作業効率の改善を図るため、新たな中古車置場が必要となりました。

そのため、中古車置場を検討したところ、既存敷地に隣接する申請地で地権者の承諾を得られたため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

議案第 108 号の 2 番について、水上委員から説明をお願いします。

水上委員

議案第 108 号の 2 番について説明します。

申請人は〇〇市内で〇〇を所有しており、〇〇近辺に従業員の子息を対象とした保育園を 4 月に開園しました。

保育園の周辺は、イノシシ等野生動物が普段から出没する地域であり、子供たちへも危険が及ぶ恐れがあります。そのため、柵を設置した運動場が必要であり、また、運動場を地元住民へ開放する予定のため駐車場が必要となりました。

そこで、運動場及び駐車場の敷地を検討したところ、隣接する申請地で地権者の承諾を得られたため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

議案第 108 号の 3 番について、大垣委員から説明をお願いします。

大垣委員

議案第 108 号の 3 番について説明します。

申請人は〇〇市内の病院で勤務している医師です。

この度、地元の地域住民の健康を守りたく、整形外科医が少ない当該地域において、整形外科医院を開設したいと考えました。開設後は、近隣の病院と連携を行う予定です。

そのため、整形外科医院の敷地を検討したところ、申請地で地権者の承諾を得られたため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。
これより、本議案についての質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

樋上委員

1 番の案件について、申請地の北側道路で中古車の積み降ろしをすると、
農耕車の通行に影響があるのではないかと。

事務局（青木）

申請地西側の既存地から出入りする計画となっており、地元同意も得られて
いるので、影響はないと考えられる。

議長（舟木会長）

他に質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
議案第 108 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について許可
相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。
よって、議案第 108 号については、許可相当と認め、富山県知事あてに
送付することに可決されました。

－ （議案第 109 号説明・表決） －

議長（舟木会長）

次に、議案第 109 号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお
諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第１０９号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第１０９号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって第３２回総会を閉会します。

閉会時刻 午後２時５５分

その他協議・報告事項

次回開催場所と時刻について

- ・開催日 ９月７日（月）午後２時から
- ・会場 大島分庁舎大会議室

配布資料

- ・農業委員業務必携
- ・のうねん７月号

第三十二回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 令和二年八月七日
至 令和二年八月三十一日